

# 愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

平成27年10月 9 日金曜日 第2714号

◇ 目 次 ◇
告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更	(税務課)1045
知事指定薬物の指定の失効	(薬務衛生課)1045
大規模小売店舗の変更の届出の概要等	(経営支援課)1046
地籍調査の成果の認証	(農政課)1046
肥料の登録の失効	(農産園芸課)1046
公共測量の実施の通知(2件)	(道路維持課)1046
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(2件)	(都市計画課)1047
土地改良区役員の就退任の届出	(東予地方局農村整備課)1047
土地改良事業の工事完了の届出	( " )1047
指定道路の指定	(東予地方局四国中央土木事務所)1047
指定障害児通所支援事業者の指定	(中予地方局地域福祉課)1047
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要	(中予地方局環境保全課)1047
開発行為に関する工事の完了	(中予地方局建築指導課)1048
道路の供用開始(県道柳谷美川線)	(中予地方局久万高原土木事務所)1049
指定道路の指定	(南予地方局八幡浜土木事務所)1049
道路の区域変更(一般国道 197号)	(南予地方局大洲土木事務所)1049
道路の供用開始( " )	( " )1049
公告	
パソコンネットワーク学習システム等の借入れ	(高校教育課)1050
監査公表	
住民監査請求に係る監査結果の公表(2件)	(監査事務局)105

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

# 告 示

# ○愛媛県告示第1229号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号) 第3条第1項の規定により、平成27年9月25日次のとおり愛媛県県 税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成27年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定	売りさばき人				変	更	事	I	頁	
番号	氏	名		新					旧	
22	一般社団法 愛媛県猟友 上浮穴支部 大野 友義	会	1	上浮が町入野		高原	1	上浮7町露山	さばき月 で郡久刀 逢甲255 満文	, 可高原 4

# ○愛媛県告示第1230号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

平成27年10月9日

# 愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定が失効する知事指定薬物の名称
- (1) 1 (ベンゾフラン 5 イル)プロパン 2 アミン及び その塩類
- (2) 1 (2,3-ジヒドロベンゾフラン 6 イル)プロパン- 2 アミン及びその塩類
- (3) 前各号に掲げる物を含有する物。
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日 平成27年 9 月26日

# ○愛媛県告示第1231号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変更前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
ハローズ川之江店	四国中央市川之江町 193番 外30筆 駐車場の位置及び収容台数 3		379台	198台	平成28年 5 月30日	平成27年 9 月29日
		駐輪場の位置及び収容台数	174台	95台		
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	(駐車場1) 24時間 (駐車場2) 午前6時30分から午 前1時30分まで	(駐車場1) 24時間		
		駐車場の自動車の出入口の数 及び位置	9 箇所	5 箇所		

# 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

# ○愛媛県告示第1232号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
大洲市	長浜の一部	平成25年度から 平成26年度まで	大洲市(長浜の一部)の地籍図及び 地籍簿
東温市	明河・滑川の一部	平成24年度から 平成25年度まで	東温市(明河・滑 川の一部地区)の 地籍図及び地籍簿

# 2 認証年月日

平成27年10月9日

# ○愛媛県告示第1233号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

# 平成27年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

失効年	登録	肥料の	肥料の	保証成	生産業者の氏
月日	番号	種類	名称	分量	名又は名称及
平成27 年 9 月 24日	愛媛県 第1266 号	干魚肥料粉末	南海干 魚肥料 粉末 6 - 5	(%) 窒素全 量 6 D りん酸 全量 5 D	び住所 南海物産株式会 社 愛媛県松山市古 三津二丁目20番 38号

# ○愛媛県告示第1234号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(既成図数値化)

2 作業期間 平成27年10月9日から

平成28年3月18日まで

3 作業地域 松山市の一部

# ○愛媛県告示第1235号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111.

14条第1項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共 測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(登記所備付地図作成作業に伴う基準点

設置作業)

2 作業期間 平成27年10月19日から

平成28年2月29日まで

3 作業地域 松山市祇園町、中村一丁目、中村二丁目、中村三

丁目、中村四丁目、中村五丁目、小坂三丁目、立

花一丁目

## ○愛媛県告示第1236号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成27年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

# ○愛媛県告示第1237号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、大洲都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。平成27年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

# ○愛媛県告示第1238号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市周布土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年10月9日

# 愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

退任

役員の種類	氏	名	住	所
事	日野	嵩	西条市吉田264番地	

## ○愛媛県告示第1239号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、四国中央市三島土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成27年10月9日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日		
新規土地改良事業(かんがい 排水)	西浜地区	平成27年8月10日		

## ○愛媛県告示第1240号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年10月9日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成27年10月1日

3 指定道路の位置

四国中央市金生町下分字中竹846番1の一部、847番1の一部

- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 71.65メートル
- (2) 幅員 4.02メートル、6.02メートル

# ○愛媛県告示第1241号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。 平成27年10月9日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

	事業者番号	指定障害	児 通 所 支 援	事 業 者	指定障害児通	指定障害児通	指 定	
		氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	所支援の種類	名 称	所 在 地	年月日
	3850100672	株式会社 フェローシ ステム	愛媛県松山市西一万町 10番地 2	三 好 大 助	放課後等デイ サービス	放課後等デイサービス フェロー K I D S	愛媛県松山市中一万町 7番地7	平成27年 10月 1 日

# ○愛媛県告示第1242号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置 の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び 松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年10月9日

愛媛県中予保健所長 三 木 優 子

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 JAえひめフレッシュフーズ株式会社 伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771番地18 代表取締役 大津 満
- 2 工場の名称及び所在地 JAえひめフレッシュフーズ株式会社松山鶏卵センター 伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771番地18
- 3 特定施設に関する事項

特定施言	受の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号)別表第1第2号口 洗浄施設
特定施言	殳 の 能 力	1 時間当たり2000枚処理
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着工後1週間
使用開始の	予定年月日	完成の翌日
特定施設の値	使用時間間隔	間欠
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	5 時間
特定施設の使用の概要	用の季節的変動	なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水 濃 指 化要位トミ 浮(リつラ 室(リつラ り(リつラ オ 水 酸(リつラ 質 ルリ 有 ルリ 有 ルリ オ 水 酸(リつラ 質 ルリ 有 ルリ 有 ルリ カールリ カールリ カールリ カールリ カールリカールリカールリカールリカールリカールリカールリカールリカールリカールリ	通常 58~86 最大 58~86 通常 400 最大 500 通常 500 最大 700 通常 100 最大 120 通常 10
	日当たりの量	通常 8 最大 12

# 4 汚水等の処理施設に関する事項

設	置年月		1	日	昭和60年 2 月20日		
処	理	施	設	Ø	種	類	生物処理及び物理化学的処理
処	理	施	設	Ø	型	式	カネカ式
処	理	施	設	Ø	構	造	鉄筋コンクリート製
処	理が	色設	の	主星	更寸	法	縦 19.8メートル 横 30メートル 高さ 6.5メートル
処	理	施	設	Ø	能	カ	1日当たり350立方メートル処理
汚	水等	<b>デ</b> の	処	理(	り方	式	脱窒素活性汚泥処理、凝集沈殿処理及び 砂ろ過処理

処理施設の側	使用時間間隔	連	続			
処理施設の1E 時間	日当たりの使用	24時	間			
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	な	U			
処理施設に	項目	処	理	前	処	理 後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	5.8	- 8 6 - 8 6	通常最大	5 8~8 6 5 8~8 6
汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	500 600		通常最大	10 10
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	400 500		通常最大	5 5
	室素含有量 (リットリン (リッション (フェック) (フェック)	通常最大	80 100		通常最大	5 10
	りん含有量 (単位 1 リットルグ つきミリ ラム)	通常最大	10 15		通常最大	4 6
汚水等の1E (単位 立7	通常最大	170 190		通常最大	170 190	

# 5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常最大	5 &~8 £ 5 &~8 £	
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大		
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大		
	室素含有量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常最大		
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大		
	日当たりの量 ラメートル)	通常最大		

備考 この他に、雨水排水口が4ヶ所ある。

# ○愛媛県告示第1243号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成27年10月9日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建(開)第25号	伊予郡松前町大字筒井字北内開295番、296番 1	伊予郡松前町大字北川原768番地11 福屋不動産株式会社
平成27年 9 月28日	N J THYLORUM JOY HOLD JOY JOY JOY COM I	代表取締役 村 井 一 好

## ○愛媛県告示第1244号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の利	重類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	柳	谷美川	線	上浮穴郡久万高 同字2367番 2 ま		字名荷2346都	≸2から				平成27年10月 9 日

# ○愛媛県告示第1245号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

- 111. - 111 - 111. - 111 - 111. - 111. - 111. - 111. -

平成27年10月9日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日平成27年10月1日

- 3 指定道路の位置 八幡浜市保内町宮内 1 番耕地214番 4 の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 48 21メートル
- (2) 幅員 430メートル

## ○愛媛県告示第1246号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道		197号		大洲市菅田町宇津字板野乙75番	1地先から	旧	メートル 8 7~28 D	キロメートル 0.117	
一般国道		197亏		同町宇津字淵ノ瀬甲382番7ま	C	新	8 7~23 9	0 .117	

## ○愛媛県告示第1247号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		197号		大洲市菅田町宇 同町宇津字淵 <i>J</i>			もから				平成27年10月 9 日

# 公 告

## 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

パソコンネットワーク学習システム等の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

パソコンネットワーク学習システム等一式(サーバー4台、パーソナルコンピュータ165台、プリンタ18台、3Dプリンタ8台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等 仕様書による。

(4) 借入期間

平成28年1月15日から平成33年1月14日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

- (6) 入札方法
  - ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成26年度、 平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に 参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する もの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

電話 (089)912 2951

(2) 入札書の受領期限

平成27年11月18日(水)午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

平成27年10月9日(金)から10月30日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成27年11月18日(水)午後2時

愛媛県庁本館2階総務部入札室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

提出期限:平成27年11月2日(月)午後5時15分

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit, for the prefectural school computer rooms (Local Area Network), 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p m., 18 November 2015 (tenders submitted by mail: 5:15 p m., 17 November 2015)
- (3) For further information , please contact: Facilities Administration Section , High School Education Division , Guidance Department , Ehime Prefectural Board of Education , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2951

# 監査公表

## ○公表第15号

平成27年8月4日付けで、吉野久雄ほか2名から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。 平成27年10月9日

愛媛県監査委員 佐 伯 滿 孝

同 徳永繁樹

同 山之内 芳 夫

同 渡部 浩

決 定 書

請求人 伊予市 吉 野 久 雄 様

同 伊予市 松 原 祥 雄 様

同 大洲市 上 岡 ひろみ 様

平成27年8月4日付けで提出された「住民監査請求申立書」について、次のとおり決定する。

#### 主 文

本件請求を棄却する。

#### 第1 請求の内容

請求人らから平成27年8月4日付けで提出された住民監査請求申立書(以下「請求書」という。)の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は次のとおりである。

- 1 宇和島市は、離島航路整備法(昭和27年法律第226号。以下「整備法」という。)に基づき、宇和島~日振島間の航路(以下「本件 航路」という。)を営業している盛運汽船株式会社(以下「盛運汽船」という。)に対して、平成26年に補助金 1 億0833万8112円を支 出しており、このうち5221万2000円を愛媛県が宇和島市に対して補助している。
- 2 離島航路とは、本土と離島を連絡する航路、離島相互間を連絡する航路その他船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路をいうが、盛運汽船の航路には、バス路線がある三浦半島の遊子地区と蒋淵地区が含まれており、離島といえない部分についての補助は認められない。また、宇和島市及び盛運汽船から提出された書面では、バス便があることに意図的に触れていない。
- 3 当該補助金は、盛運汽船の航路損益計算書に基づいて、赤字補塡の趣旨で支出されているが、盛運汽船の作成した航路損益計算書には、次のとおり、離島航路の維持に不必要な支出が含まれている。
  - (1) 船員費について
    - ア 船員費の中に予備船員費が計上されているが、予備船員の制度は、長期航路を前提としたものであり、本件航路のように1日の 運航で終了する場合には適用されない。

また、盛運汽船が運航する船舶のうち「しらさぎ」の運航は1日4時間であり、土・日・祝日は運休しているのであるから、「しらさぎ」の船員が予備船員として待機することが可能であり、別途予備船員費を計上する必要性は認められない。

- イ 「しらさぎ」の乗船船員は、法令上は3名となっているのに、5名が乗船している。「しらさぎ」は宇和島港と日振島の3つの 港を航行するだけであり、実際に乗船して調査したが、運航時間も4時間程度で積荷も多くないので、3名で足りる。
- ウ 会社が巨額の赤字を出し、経営状態が悪いにもかかわらず、賞与を支給する根拠がない。
- エ 普通の船会社であれば、変形労働時間制を採用して時間外手当を支出しなくていいようにしているが、盛運汽船は故意に変形労働時間制度を採用していない。船員の週の労働時間が40時間以内であるのに、時間外手当を支給しているので、不必要な支出といえる。
- オ 本件航路の1日の延べ運航時間は、約14時間程度であり、株式会社えひめ南汽船(以下「えひめ南汽船」という。)の宇和島 ~ 九島航路(以下「九島航路」という。)とほぼ同じである。むしろ、盛運汽船の「しらさぎ」は、土・日・祝日は運休しているなど、1週間当たりの延べ運航時間ではえひめ南汽船よりも短くなる。それにもかかわらず、本件航路の船員費は、九島航路よりも4000万円近く多くなっている。
- (2) 店費について
  - ア 赤字が続いているにもかかわらず、毎年2000万円程度の役員報酬が経費として計上されているが、高額な役員報酬に見合う業務 はほとんど行われておらず、3人の取締役を置く必要はない。また、役員報酬のうち一部を給与に振り替えて支給し、役員報酬の みでは2000万円を超えないようにごまかしている。
  - イ 必要な事務員の人数は、切符の販売・事務処理で2名、会計などの処理で2名の合計4名で十分であり、これを超える人数は不要である。また、営業社員を多数配置しているが、航路の維持に営業社員は不要である。
  - ウ 本件航路の運航は17時半に終わり見回りの必要もないにもかかわらず、宿直員を置いている。警備が必要なら、1か月1万円程 度で、警備会社に委託するのが普通の対応である。
- 4 前記2及び3のとおり、盛運汽船が不必要な経費を計上して過大な補助金の交付を受けていることは明らかであり、経費として認め

られない金額は欠損金と認められないから、これに対応する補助金の支出は根拠を欠く違法なものである。国が補助金を支出しているからといって、地方公共団体の職員が職務を怠り、補助金の支出について適正な審査をしないことが許されるものではなく、職員の責任は重い。

5 このため、愛媛県知事に対し、平成26年に県が宇和島市に支出した本件航路に係る離島航路整備事業費補助金(以下「本件補助金」 という。)5221万2000円の返還を宇和島市又は盛運汽船に求めるよう請求する。

#### 第2 監査の実施

本件請求は、平成27年8月5日に受付し、要件審査の結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条の 規定に定める要件を具備していると認め、同月25日これを受理し、次のとおり監査を実施した。

#### 1 証拠の提出及び陳述

請求人らに対して、自治法第242条第6項の規定により、平成27年9月1日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

#### 2 監査実施日

平成27年9月8日に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

#### 3 監査対象機関

愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課(以下「交通対策課」という。)及び愛媛県南予地方局総務企画部地域政策課(以下「南予局地域政策課」という。)を対象に監査した。

#### 4 現地調査

平成27年9月3日に本件航路を航行する貨客船「しらさぎ」に乗船し、船員の作業状況等について現地調査を行った。

#### 5 関係人調査

自治法第199条第8項の規定に基づき、平成27年9月11日に離島航路事業者である盛運汽船に対し、関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

# 第3 監査の結果

#### 1 事実関係

監査対象機関に対する監査、現地調査及び関係人調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 補助制度の概要について

県の離島航路整備事業費補助金(以下「県補助金」という。)は、離島住民の生活交通を維持・確保するため、市町が営む離島航路事業及び市町が行う離島航路整備事業に要する経費に対して、県が予算の範囲内で交付するものである(愛媛県離島航路整備事業費補助金交付要綱(平成18年5月8日制定。以下「県要綱」という。)第1条)。

- ア 県補助金の補助対象航路は、整備法の規定に基づき国庫補助対象航路となった航路である(県要綱第3条)。
- イ 県補助金の補助対象者は、国庫補助対象航路を運航する市町及び同対象航路を運航する離島航路事業者に対して補助事業を行う 市町である(県要綱第4条)。
- ウ 県補助金の補助対象経費は、民営航路にあっては、補助対象欠損額について市町が補助した額であるが(県要綱第5条第1項第2号)、この補助対象欠損額は、補助対象年度の前年度に国から通知のあった実績欠損額(以下「国通知欠損額」という。)から、整備法第3条に規定する航路補助金について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国要綱」という。)第37条の規定に基づき算出された補助金の額及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費等補助金・離島航路構造改革補助金)運用方針(平成23年8月16日付け国海内第8号-2)2(3)の「経営改善目標額」を差し引いた額とされている(県要綱第5条第2項)。この国通知欠損額は、離島航路整備法施行規則(昭和27年運輸省令第71号。以下「省令」という。)及び国要綱等の規定に基づいて全国統一の基準で算定され、かつ、その額について、国による監査を通じて確認されたものである。
- エ 交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内において知事が定める額とされている(県要綱第5条第3項)。
- オ 県補助金に係る交付の申請、決定等に関する事項その他県補助金に係る予算の執行に関する知事の権限に属する事務については、 知事から地方局長に委任されている(愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)第13条第2項第4号の3イ及び愛媛県 会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第3条第1項)。
- (2) 本件補助金支出の経緯について
  - ア 平成24年6月29日付けで、関係行政機関及び事業者等で構成する愛媛県地域交通活性化推進会議が国土交通大臣に対し、離島航路確保維持計画認定申請書を提出した。
  - イ 平成24年9月28日付けで、四国運輸局長から、愛媛県地域交通活性化推進会議に対し、国の平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費等補助金)(以下「航路補助金」という。)に係る生活交通ネットワーク計画(離島航路確保維持計画)の認定及び補助額の内定の通知がされた。
  - ウ 盛運汽船は、平成25年11月29日付けで、平成24年10月から平成25年9月までの期間(補助対象となる運航期間は、毎年10月1日に始まり、翌年の9月30日に終了するものとされている。以下、運航期間については、その終了する月をもって「平成25年9月期」などという。)を対象とした、国の平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費等補助金)交付申請書、航路損益計算書及び添付書類等を南予局地域政策課に提出した。
  - エ 四国運輸局の職員は、平成25年12月12日に、盛運汽船の本社事務所において、同社に対して平成25年9月期を監査対象期間とす

る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第23条第1項の規定に基づく実地検査を実施した。 この際、交通対策課及び南予局地域政策課並びに宇和島市の職員は、四国運輸局の職員とともに同期間の実績欠損額の算定が適正 にされていることを確認した。

- オ 愛媛県企画振興部長は、平成26年3月13日付けで、四国運輸局長から、平成25年度の国の航路補助金に係る交付決定及び国の航路補助金の額(盛運汽船の監査後実績欠損額:2億6096万0951円、同国庫補助金額:1億4870万9433円、同経営改善目標額:782 万6812円)の確定通知を受け、同月28日付けで宇和島市へその旨を通知した。
- カ 愛媛県南予地方局長(以下「南予地方局長」という。)は、宇和島市の補正予算が成立したことを確認した上で、平成26年7月 11日付けで、宇和島市長に対し、平成26年度の補助金額7359万3000円(うち盛運汽船分5221万2000円)の内示の通知を行った。
- キ 平成26年7月18日付けで、宇和島市長から南予地方局長に提出された平成26年度離島航路整備事業費補助金交付申請書及び補助金算出根拠等の添付書類の内容を審査したところ、県補助金の補助対象欠損額は、国通知欠損額 2億6096万0951円から、「補助の額」1億4870万9433円及び「経営改善目標額」782万6812円)を差し引いた1億0442万4706円となり、宇和島市が、当該補助対象欠損額について全額を補助し、県補助金の額として、当該補助対象経費の2分の1以内の額である5221万2000円を交付申請されていた。

他の航路についても同様に審査し、適正に交付申請されていることを確認したことから、南予地方局長は、平成26年8月13日付けで宇和島市長に対して補助金額7359万3000円(うち盛運汽船分5221万2000円)の交付決定の通知を行った。

- ク 宇和島市は、平成26年8月1日、盛運汽船に対して平成26年度離島航路補助金(補助金額1億0833万8112円)を支出した。そして、宇和島市長は、同年8月19日付けで南予地方局長に対して平成26年度離島航路整備事業実績報告書及び補助金算出根拠等の添付資料を提出した。そこで南予地方局長は、内容審査の結果、適当と認められたことから、同年10月7日付けで宇和島市長に対して補助金額7359万3000円(うち盛運汽船分5221万2000円)の額の確定通知を行った。
- ケ 南予地方局長は、平成26年10月17日付けで宇和島市長から南予地方局長に提出された平成26年度離島航路整備事業費補助金精算 払請求書の内容を審査した結果、適当と認められたことから、同月31日に宇和島市に対して補助金額7359万3000円(うち盛運汽船 分5221万2000円)を支出した。
- (3) 盛運汽船について

盛運汽船は、海上運送法(昭和24年法律第187号)に基づき国土交通大臣から許可を受けた一般旅客定期航路事業者である。

- ・許可年月日 昭和24年12月1日
- ・海上運送法第3条に基づく航路番号 四国第182号
- ア 国土交通省による海上運送法等の規定に基づく検査の状況について

宇和島海事事務所は、盛運汽船に対し、海上運送法第25条及び船員法(昭和22年法律第100号)第107条の規定に基づき、平成24年12月18日に年末年始輸送安全総点検、平成25年7月5日に夏季多客期前安全輸送立入点検の立入検査を実施している。

- イ 国庫補助対象航路の決定について
  - ・国庫補助対象航路の決定は、国が省令第2条の規定に基づいて行っている。
  - ・本件補助金の補助対象航路は、整備法の規定に基づき国庫補助対象航路となった航路である(県要綱第3条)。
- ウ 平成24年6月29日付けで愛媛県地域交通活性化推進会議が国要綱第33条第1項の規定に基づき離島航路確保維持計画を国へ提出 し、認定を受けている。
- エ 上記ウの計画内の離島航路3カ年計画(平成25年度~平成27年度)に、経営改善に関する基本方針の一つである経費削減について、寄港地の集約による効率的な運航計画が盛り込まれている。
- (4) 予備船員について
  - ア 盛運汽船の3名の予備船員は、毎日運航している高速船「しおかぜ」及び「あさかぜ」の交代要員として配置している。
  - イ 平成24年10月1日から平成25年9月30日までの船舶の運航状況

船	名	船	種	乗組定員	運航回数	就航日数	備	考		
US	きぎ	貨客船		5人	283回	247日	土日初 1日1	化航 便運航		
しおか	おかぜ 高速船		しおかぜ		퇀船	3人	1 ,020回	342日	1日3	便運航
あさか	さかぜ 高速船		峊船	3人	1 022回	338日	1日3	便運航		

ウ 平成25月8日21日から同年9月20日までの「しおかぜ」と「あさかぜ」の予備船員3名の乗船状況

船名	船長	機関長	機関士
しおかぜ	10日	11 5日	7日
あさかぜ	11日	8日	13日

公休日等	10日	11 5日	11日
計	31日	31日	31日

エ 平成25月8日21日から同年9月20日までの予備船員以外の船員の乗船状況

(単位:日)

船舶	名		しらさぎ					しおかぜ			あさかぜ		
船	員	Α	В	С	D	Е	F	G	Н	I	J	К	
航海E	日数	23 .0	23 .0	23 5	21 .0	20 5	20 .0	20 .0	21 .0	19 5	20 5	20 .0	
公休日	日等	0.8	0.8	7 5	10 .0	10 5	11 .0	11 .0	10 .0	11 5	10 5	11 .0	
計	-	31 .0	31 .0	31 .0	31 .0	31 .0	31 .0	31 .0	31 .0	31 .0	31 .0	31 D	

## オ 船員の基本出勤時間について

船舶名	夏季5月~9月(勤務時間)	冬季10月~4月(勤務時間)
しらさぎ (土日祝休航)	10時00分~18時00分(8時間)	同左(同左)
しおかぜ(毎日運航)	5 時30分~8 時10分(2 時間40分) 10時30分~13時25分(2 時間55分) 15時00分~17時25分(2 時間25分) 3 便計 (8 時間)	6 時00分~8 時40分(2 時間40分) 10時30分~13時25分(2 時間55分) 15時00分~17時25分(2 時間25分) 3 便計 (8 時間)
あさかぜ (毎日運航)	6 時05分~8 時35分(2 時間30分) 10時30分~13時30分(3 時間) 15時00分~17時30分(2 時間30分) 3 便計 (8 時間)	同左(同左)

# (5) 船員の数について

# ア 乗組定員

船名	しらさぎ	あさかぜ	あけぼの		
船長	1人(1人)	1人(1人)	1人(1人)		
甲板部	2人(0人)	0人(0人)	0人(0人)		
機関部	2人(2人)	2人(2人)	2人(2人)		
計	5人(3人)	3人(3人)	3人(3人)		

)は船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号。 以下「船舶職員法」という。)第18条第1項及び船舶職員及び 小型船舶操縦者法施行令(昭和58年政令第13号)第5条第1項 の規定による乗組基準の人数である。

# イ 「しらさぎ」の甲板部2名の業務内容

荷物の積込作業、使用機械の整備作業、離岸準備及び作業、荷物の整理、固縛作業、乗船切符の回収、船首・船尾見張り、乗降 タラップ設置作業、旅客の乗下船誘導並びに介助、荷物の積降作業

- ウ 船員法第70条は、船舶所有者は「航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数 の海員を乗り組ませなければならない」と規定している。
- エ 盛運汽船は、「しらさぎ」の乗組定員(船長1名、機関長1名、機関士1名、甲板部員2名の計5名)について、平成15年10月 9日付けで全日本海員組合と協定を締結している。
- (6) 賞与の支出について
  - ア 盛運汽船の賞与は、船員に対しては労働者代表の全日本海員組合との協定書(平成24年4月13日、平成25年3月26日締結)に基づき、陸上従業員に対しては就業規則に基づいて、平成24年12月と平成25年7月にそれぞれ支給されている。
  - イ 離島航路補助事務提要(平成16年10月国土交通省海事局国内旅客課策定。以下「事務提要」という。)において、船員及び陸上

従業員に対する賞与を支給した場合、所定の様式に支給状況を記載し、航路損益計算書に費用として計上するものとされており、 事務提要に基づき実施された国の監査において適正と判断されている。

(7) 船員の時間外労働について

盛運汽船は全日本海員組合と、船員法第64条の2の時間外労働に関し協定を締結し、時間外労働をさせる必要がある具体的事由は次のとおりとしている。

- ・夏期(7月中旬から8月中旬)の輸送需要に対応する時
- ・臨時便(貸切船)の需要に対応する時
- ・法定検査及び上架修理期間に代船運航で対応する時
- ・臨時便(宇和島~百之浦)の需要に対応する時
- (8) えひめ南汽船(九島航路)との比較について

## ア 運航回数等

会社名	1 40 40 55 10 54 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 便 の 所要時間	一週間の 所要時間	一週間の 航路距離	
	しらさぎ	5 🛭	<b>74 .4</b> km	4 時間14分	21時間10分	372 .Okm
	しおかぜ	21回	<b>60</b> .1km	1 時間42分	35時間42分	1 262 .1km
盛 運 汽 船 	あさかぜ	21回	<b>74 .0</b> km	1 時間56分	40時間36分	1 ,554 .0km
	計	47回	208 5km	7 時間52分	97時間28分	3 ,188 .1km
えひめ南汽船	第八くしま	63回	9 <b>.O</b> km	44分	46時間12分	567 .Okm

運航回数、航路距離及び所要時間は往復で計算

イ 船員費(H24.10.1~H25.9.30)

会社名	船員費
盛運汽船	102 ,963 ,390円
えひめ南汽船	61 ,384 <i>,</i> 424円

- (9) 陸上従業員の配置及び業務について
  - ア 各従業員の業務内容は次のとおりである。
    - ・船舶課(1名)

船舶に関する全般業務、船員の給料・手当・賞与に関する事務全般

· 営業課客船業務係(4名)

乗客案内、貨物入荷台帳記入、船舶入港時の綱取り、貨物出荷伝票の締め、請求書の書類作成、駐車場管理、電話対応、荷物の受付、集金業務、宿直交代業務等

· 営業課宿直員(1名)

宿直業務、切符販売、船舶入港時の綱取り、駐車場管理等

・営業課企画広報係(1名)

切符販売、駐車場・旅客報告書作成、遊覧企画業務、電話対応等

・経理課(2名)

伝票整理・集計、請求書作成、決算書作成、補助金関係資料作成、各種乗船券の管理、団体旅行等の乗船券発行、役員及び陸 上従業員の給料・手当・賞与に関する事務全般

- イ 盛運汽船は元旦を除き毎日運航をしており、公休日である土曜日、日曜日及び祝祭日等においては、交代制で業務を行っている。
- ウ 客船業務係の4名は交代制で勤務しており、基本的に月曜日から金曜日は3名体制、土曜日、日曜日及び祝日は「しらさぎ」が 休航のため2名体制としている。
- エ えひめ南汽船から受託している同社の切符販売、接岸用務等の業務を行っている。
- (10) 取締役について
  - ア 会社法(平成17年法律第86号)第331条第5項において、「取締役会設置会社においては、取締役は、3人以上でなければならない。」とされている。
  - イ 盛運汽船の定款第24条では取締役を6名以内と定めている。

- ウ 盛運汽船の取締役3名の業務は次のとおりである。
  - ・代表取締役

経営ビジョンの設定、人事の掌握、運転資金調達、関係機関との対外的な折衝、会社業務執行全般の統括管理、海上運送法施 行規則(昭和24年運輸省令第49号)に基づく安全統括管理業務

取締役海務部長

代表取締役が行う業務執行補助、輸送の安全を確保するための業務の統括管理、海上運送法施行規則に基づく運航管理業務

取締役総務部長

代表取締役が行う業務執行補助、経理業務(財務諸表及び補助金交付申請に係る資料作成等)の統括管理

- エ 定款第33条の定めにより、平成24年6月30日の臨時株主総会において役員の月額報酬額が決議されており、盛運汽船は、同年7月1日から役員報酬を5パーセントカットした上で、2名の役員を使用人兼役員に職務変更し、報酬の一部を部長職の給与へ移行している。
- オ 平成25年9月期の盛運汽船の役員報酬の額は、3名の役員の合計で891万6000円(代表取締役1名:706万8000円、取締役2名: 184万8000円)である。なお、使用人兼役員に支給している部長職の給与の額は、取締役2名の合計で900万円である。
- カ 国においては、役員報酬額について、不相応に高額である場合、役員の職務内容や収益状況等から見て相当と認められる金額を 超える場合などについては、国庫補助対象と認めず、除外すること(損金不算人)としており、盛運汽船の役員報酬に関しては、 損金として認められている。
- キ 法人税法(昭和40年法律第34号)第34条第2項の規定において、「内国法人がその役員に対して支給する給与の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」とされているが、平成25年11月22日に盛運汽船は報酬額を損金算入とした確定申告書を税務署に提出し、受理されている。
- (11) 「しらさぎ」の貨物量について

平成24年10月から平成25年9月までの間で、「しらさぎ」の貨物量は、1 212 46トンの貨物(軽自動車96台を含む。)であった。

(12) 現地調査の結果について

「しらさぎ」に乗船し、甲板部の業務内容を調査したところ、次の業務を行っていることを確認した。なお、小内浦港と喜路港の間にある戸島港については、港湾工事のため、寄港しなかった。

出港前	・荷物(生活物資等)の積込み作業
出港時	・離岸作業(前後のロープ引上げ等) ・甲板員2名が船首と船尾に分かれて、船舶周辺を見張り(以下「船首・船尾の安全確認」という。)
運航中	・出港10分後に乗船客から乗船券(半券)の回収 ・各港に降ろす荷物の整理 ・船内巡視(1時間1回のペース) ・甲板部等の清掃
寄 港 中 (嘉島港、小内 浦港、喜路港、 明海港及び能登 港に寄港)	・接岸する際の船首・船尾の安全確認 ・接岸準備(前後のロープ投げ渡し等) ・乗降タラップ設置 ・荷物の積み降ろし作業 ・内内浦港及び喜路港においては、船上クレーンを使用(右舷、左舷側に1機ずつ搭載し、重量のある荷物を積み降ろしする際に使用)しており、船上クレーンの操作に1名と陸地への引渡しの誘導に1名の計2名が作業を行っていた。また、荷物の積み降ろし作業は短時間で効率良く行われており、ほぼ定刻どおりに出港していた。
帰 港 時	・帰港前に、上陸券の回収 ・接岸する際の船首・船尾の安全確認 ・荷物の積み降ろし作業

# (13) 過去の住民監査請求について

請求人らは、平成26年4月30日付けで、平成24年9月期の運航に係る県補助金の交付について本件請求とほぼ同様の住民監査請求を行っており、県監査委員は、監査を実施した上で、平成26年7月4日付けで同請求を棄却している。

## 2 結果

上記事実関係を踏まえた本件請求の監査結果は、次のとおりである。

(1) 補助対象航路について

請求人らは、盛運汽船の航路には、バス路線がある三浦半島の遊子地区及び蒋淵地区(以下「三浦半島地区」という。)が含まれており、離島といえない部分についての補助は認められないと主張している。

本件補助金は、離島航路の維持及び改善を図り、もって離島住民等の生活・生計の安定及び向上に資することを目的とし、その補助対象航路は、整備法の規定に基づき国庫補助対象航路となった航路としているところであり、国は、省令第2条の規定に基づき、三浦半島地区への寄港を含む本件航路を国庫補助対象航路として決定している。また、国要綱第33条第1項の規定に基づき、愛媛県地域交通活性化推進会議が国へ提出し、その認定を受けた離島航路確保維持計画は、三浦半島地区への寄港を含むものとなっている。

なお、上記に関連して、請求人らは、宇和島市及び盛運汽船から提出された書面では、バス便があることに意図的に触れていない

よって、本件補助金について、県要綱上、補助対象にならない航路が含まれているということはできない。

と主張しているが、本件航路については、上記の離島航路確保維持計画に含まれる離島航路3カ年計画(平成25~平成27年度)に「三浦半島では路線バスが1日5便運行しており、バスによる代替交通手段があるため、バス路線と連携を図ることとし、三浦半島の寄港地の集約について検討する。」と明記されている。

## (2) 予備船員について

請求人らは、予備船員は長期航路を前提としたものであり、1日の運航で終了する場合には適用されないと主張しているが、ここでいう予備船員は、船員法第2条第2項の予備船員のことを指しているものと解されるところ、予備船員とは船員法の適用を受ける船舶に乗り組むために雇用されている者で、現に船舶に乗り組んでいないものをいい、具体的には、自宅待機員、新造船のぎ装員、出勤待機員等を指すと解されている。調査した限りにおいて、離島航路の運航に当たって予備船員を配置することができないという法令の規定は存在しなかった。

また、請求人らは、盛運汽船が運航している「しらさぎ」について、運航時間が1日4時間しかないことを理由に、「しらさぎ」 の船員が予備船員を兼ねることが可能であるとして、3名の予備船員に係る費用は不要であると主張している。

しかし、予備船員を3名配置しているのは、毎日運航している高速船「しおかぜ」及び「あさかぜ」の交代要員として必要な人員を配置しているものである。

予備船員の乗船状況を調査したが(1事実関係(4)ウ)、不自然な点はなく、他の船員についても、3名の予備船員と同程度(1事実関係(4)工)の勤務日数と公休日であった。

そして、「しらさぎ」の船員は、1事実関係(4)オのとおり、土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日10時00分から18時00分までの8時間勤務となっていることからすると、毎日運航している高速船「しおかぜ」及び「あさかぜ」の予備船員を兼ねることは、実際のところ困難である。

よって、予備船員を3名配置していることが、直ちに違法又は不当な配置であるということはできない。

#### (3) 法令上の基準を超える船員の数について

請求人らは、「しらさぎ」の乗船船員について、法定の乗船船員は3名であるから5名もの乗船船員は不要であると主張している。 請求人らの主張は、船舶職員法等の規定により、「しらさぎ」の船舶職員の乗組基準が甲板部(船長)1名、機関部(機関長、一等機関士)2名の計3名とされていることを根拠にしているものと解される。

船舶交通の安全性については、宇和島海事事務所による海上運送法の規定に基づく立入検査を通じて確認されており、乗船船員の数の適否は、監査委員が判断すべきものではないが、乗組基準は、船舶の航行の安全を図るために必要な船舶職員について最低の資格及び員数の最低基準を定めたものであり、この基準を上回る船舶職員を乗り組ませることは差し支えないと解されている。そして、盛運汽船は、「しらさぎ」の甲板部における作業を勘案し、最低基準よりも良好な条件で船員を乗船させ、運航の安全を確保するために必要な員数として乗組基準より2名多い船員を配置しているものである。

そうすると、当該基準を超える数の船員を配置したことをもって、直ちに違法又は不当な配置であるということはできないと考える。

なお、1事実関係(<sup>12</sup>)のとおり、「しらさぎ」に乗船して調査したところ、各港の接岸、離岸時においては、周辺の他船を見落とすことのないよう、操舵室から死角となる位置(船首・船尾)に見張り役として甲板員を配置させ、運航の安全の確保に配慮していることが確認でき、このことからしても、航海の安全を確保するため必要な船員を乗り組ませている(1事実関係(<sup>5</sup>)ウ)と考えられる。また、寄港地においては、船上クレーンを使用して複数の船員が作業を行う等、相当量の荷物を運搬しており、年間で1 212 46トン(1日平均で4 9トン)もの貨物を運搬していること(1事実関係(<sup>11</sup>))から判断しても、「しらさぎ」の貨物量が少ないとはいえない。

# (4) 賞与の支出について

請求人らは、会社が巨額の赤字を出し、経営状態が悪いにもかかわらず、賞与を支出する根拠がないと主張している。

しかし、事務提要においては、船員及び陸上従業員に対して事業者が賞与を支給することが想定されており、国の監査においても、これまで賞与の支給が経費として認められない旨の指摘はされていない。

また、調査した限りにおいて、請求人らが主張する赤字経営であれば賞与が支給できないという法令の規定も存在しなかった。 よって、請求人らの主張を認めるに足りる根拠が見当たらない以上、賞与を支給することが違法又は不当であると判断することは できない。

# (5) 時間外手当について

請求人らは、1日8時間を超える労働を認める変形労働時間制度を採用すれば、時間外手当の支給が不要になるのに、故意に採用 していないと主張している。

請求人らが主張する変形労働時間制度は、船員法第72条の特例規定(以下「特例」という。)のことを指しているものと解されるところ、盛運汽船の船員14名(予備船員3名を含む。)は、勤務時間として1日8時間の週5日間(1週間40時間)を割り当てられており、その勤務体制は、船員法第60条の規定に適合しているものと考えられる。

よって、盛運汽船においては時間外労働をさせる場合の具体的事由が限定されていることからすると(1事実関係(7))、恒常的に1日8時間を超える労働が予定されているものではないから、請求人らが主張する特例をあえて適用しなければならない必要性を見出すことができない。

(6) えひめ南汽船(九島航路)との比較について

請求人らは、本件航路の船員費が、運航時間が同じ程度であるえひめ南汽船の九島航路と比較して4000万円近く多いから、船員費に不必要な支出が含まれると主張しているが、離島航路の運航に必要な船員費は、運航時間によって決まるものではなく、当該航路を運航するために必要な船員の資格や員数によって左右されるものである。

そして、当該航路の運航に必要な船員の資格や員数は、運航する船舶の数や種類、航路の距離、運航回数、貨物の量等の当該航路 の運航条件によって異なるのが通常であるから、運航条件の異なる九島航路と比較して本件航路の船員費が多いことをもって、本件 航路の船員費に不必要な経費が含まれているということはできない。

#### (7) 陸上従業員の人数について

請求人らは、盛運汽船が陸上従業員9名を配置していることに対して、人数が過剰であると主張している。

各従業員の業務内容については(1事実関係(9)ア~エ)のとおりであるが、盛運汽船は元旦を除き毎日運航業務を行っているため、公休日である土曜日、日曜日及び祝祭日等においては、切符販売、接岸業務等を交代で行っており、毎日9名の陸上従業員が勤務しているわけではなく、陸上従業員の勤務状況及び出勤状況を調査した限りでは、過剰に配置されているものとは認められなかった。

また、請求人らは、航路の維持に営業社員は不要であると主張するが、盛運汽船においては、貨客業務、宿直業務及び切符販売業務等を行っている職員を営業社員と呼んでおり、当該職員は、いわゆる営業活動を行う職員ではなく、陸上従業員として必要な業務を行う職員であるから、必要のない営業活動を行うための職員が配置されているということはできない。

さらに、民間の警備会社に委託すれば宿直職員は不要であるとの主張については、1事実関係(9)アのとおり、警備業務の他に切符販売、船舶入港時の綱取り等の船舶会社としての業務もあり、このような業務を警備会社に委託することは困難であると考えられる上、宿直職員を置くか警備業務を警備会社に委託するかは、盛運汽船の経営上の判断によるべきものであるから、宿直職員を置いていることをもって不必要な経費を計上しているということはできない。

# (8) 取締役の業務及び報酬について

請求人らは、3名もの取締役は不要で、高額の報酬を支払う必要はないと主張している。

しかし、会社法第331条第5項において、「取締役会設置会社においては、取締役は、3人以上でなければならない。」と定められていることから、取締役会設置会社である盛運汽船に最低限の3名の取締役がいることについては、何ら違法又は不当なものとはいえない。

また、請求人らは役員報酬が高額であるとしているが、当該報酬は盛運汽船の定款第33条の定めにより株主総会の決議をもって決定されており、手続については不当な箇所はなく、かつ、1事実関係(10)カ及びキのとおり、役員報酬について、国土交通省及び税務署において不相当に高額であると判断した事実もないことから、請求人らの主張は認められない。

さらに、平成24年7月1日から、盛運汽船が2名の役員を使用人兼役員に職務変更し報酬の一部を部長職の給与へ移行している点についても、航路損益計算書の添付資料において明らかにされ、国等の実地検査を経ているのであるから、役員報酬の額をごまかしているということはできない。

(9) 補助金額の算定及び交付決定等の手続について

本件補助金の補助金額の算定及び交付決定等の手続は、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)及び県要綱等の規定に基づき適正にされているものと認められる。

## (10) 小括

請求人らは、盛運汽船の作成した航路損益計算書には離島航路の維持に不必要な経費が含まれ、これに対応する補助金の支出は根拠を欠く違法なものであると主張しているが、前記(1)から(8)までのとおり、航路損益計算書には請求人らが主張するような違法又は不当な経費が計上されているとは認められず、前記(9)のとおり、本件補助金の補助金額の算定及び交付決定等の手続についても違法又は不当な点は認められない。

# 第4 結論

以上のとおり、請求人らの主張は、結局のところ、いずれも主観的見解又は単なる憶測に基づくものといわざるを得ず、本件補助金の 交付については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、知事が宇和島市又は盛運汽船に対し本件補助金5221万2000円の返還請求をするよう求める請求人らの請求は、理由がない。 よって、主文のとおり決定する。

なお、参考までに付言すると、請求人らは、過去の住民監査請求において、本件請求と同旨の主張を行っているところ(第3の1事実関係 $^{(13)}$ )、本件請求において新たな証拠の提出もないことから、県監査委員は、これまでの請求人らの主張に対する県監査委員の判断を前提として本件請求に係る監査を実施し、上記の結論に至ったものである。

平成27年10月1日

 愛媛県監査委員 佐 伯 滿 孝

 同 徳 永 繁 樹

 同 山之内 芳 夫

 同 渡 部 浩

# ○公表第16号

平成27年8月4日付けで、吉野久雄ほか2名から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。 平成27年10月9日

愛媛県監査委員 佐 伯 滿 孝

同 徳永繁樹

同 山之内 芳 夫

同 渡部 浩

決 定 書

 請求人
 伊予市 吉 野 久 雄

 同
 伊予市 松 原 祥 雄

 同
 大洲市 上 岡 ひろみ

平成27年8月4日付けで提出された「住民監査請求申立書」について、次のとおり決定する。

#### 主 文

本件請求を棄却する。

## 第1 請求の内容

請求人らから平成27年8月4日付けで提出された住民監査請求申立書(以下「請求書」という。)の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は次のとおりである。

- 1 宇和島市は、離島航路整備法(昭和27年法律第226号。以下「整備法」という。)に基づき、宇和島 ~ 九島間の航路(以下「本件航路」という。)を営業している株式会社えひめ南汽船(以下「えひめ南汽船」という。)に対して、平成26年に補助金4276万3456円を支出しており、このうち2138万1000円を愛媛県が宇和島市に対して補助している。
- 2 当該補助金は、えひめ南汽船の航路損益計算書に基づいて、赤字補塡の趣旨で支出されているが、えひめ南汽船の作成した航路損益計算書には、次のとおり、不必要な支出が含まれている。
- (1) 法定の乗船船員は2名であるにもかかわらず、4名も乗船している。実際に乗船して労働の実態を調査したが、4名必要とは到底思えなかった。
- (2) えひめ南汽船は、港の事務所を借りておらず、港の事務所には事務員がいない。港での仕事を除けば、航路事業に係る事務員の仕事はあまりなく、会計程度の事務であるから、3名の事務員を雇用する必要はない。
- (3) 非常勤取締役が9名もいるが、報酬額が少額とはいえ9名の役員は不要である。
- 3 前記2のとおり、えひめ南汽船が不必要な経費を計上して過大な補助金の交付を受けていることは明らかであり、経費として認められない金額は欠損金と認められないから、これに対応する補助金の支出は根拠を欠く違法なものである。国が補助金を支出しているからといって、地方公共団体の職員が職務を怠り、補助金の支出について適正な審査をしないことが許されるものではなく、職員の責任は重い。
- 4 このため、愛媛県知事に対し、平成26年に県が宇和島市に支出した本件航路に係る離島航路整備事業費補助金(以下「本件補助金」 という。)2138万1000円の返還を宇和島市又はえひめ南汽船に求めるよう請求する。

# 第2 監査の実施

本件請求は、平成27年8月5日に受付し、要件審査の結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条の 規定に定める要件を具備していると認め、同月25日これを受理し、次のとおり監査を実施した。

## 1 証拠の提出及び陳述

請求人らに対して、自治法第242条第6項の規定により、平成27年9月1日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

# 2 監査実施日

平成27年9月8日に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

# 3 監査対象機関

愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課(以下「交通対策課」という。)及び愛媛県南予地方局総務企画部地域政策課(以下「南予局地域政策課」という。)を対象に監査した。

## 4 関係人調査

本件請求に関し、自治法第199条第8項の規定に基づき、平成27年9月11日に離島航路事業者であるえひめ南汽船に対し、関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

## 5 現地調査

平成27年9月14日に本件航路を航行する旅客フェリー「第八くしま」に乗船し、船員の作業状況等について現地調査を行った。

# 第3 監査の結果

# 1 事実関係

監査対象機関に対する監査、関係人調査及び現地調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 補助制度の概要について

県の離島航路整備事業費補助金(以下「県補助金」という。)は、離島住民の生活交通を維持・確保するため、市町が営む離島航

路事業及び市町が行う離島航路整備事業に要する経費に対して、県が予算の範囲内で交付するものである(愛媛県離島航路整備事業 費補助金交付要綱(平成18年5月8日制定。以下「県要綱」という。)第1条)。

- ア 県補助金の補助対象航路は、整備法の規定に基づき国庫補助対象航路となった航路である(県要綱第3条)。
- イ 県補助金の補助対象者は、国庫補助対象航路を運航する市町及び同対象航路を運航する離島航路事業者に対して補助事業を行う 市町である(県要綱第4条)。
- ウ 県補助金の補助対象経費は、民営航路にあっては、補助対象欠損額について市町が補助した額であるが(県要綱第5条第1項第2号)、この補助対象欠損額は、補助対象年度の前年度に国から通知のあった実績欠損額(以下「国通知欠損額」という。)から、整備法第3条に規定する航路補助金について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国要綱」という。)第37条の規定に基づき算出された補助金の額及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費等補助金・離島航路構造改革補助金)運用方針(平成23年8月16日付け国海内第8号-2)2(3)の「経営改善目標額」を差し引いた額とされている(県要綱第5条第2項)。この国通知欠損額は、離島航路整備法施行規則(昭和27年運輸省令第71号。以下「省令」という。)及び国要綱等の規定に基づいて全国統一の基準で算定され、かつ、その額について、国による監査を通じて確認されたものである。
- エ 交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内において知事が定める額とされている(県要綱第5条第3項)。
- オ 県補助金に係る交付の申請、決定等に関する事項その他県補助金に係る予算の執行に関する知事の権限に属する事務については、 知事から地方局長に委任されている(愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)第13条第2項第4号の3イ及び愛媛県 会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第3条第1項)。
- (2) 本件補助金支出の経緯について
  - ア 平成24年9月28日付けで、四国運輸局長から、関係行政機関及び事業者等で構成する愛媛県地域交通活性化推進会議に対し、国 の平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費等補助金)(以下「航路補助金」という。)に係る生活交通ネットワーク計画(離島航路確保維持計画)の認定及び補助額の内定の通知がされた。
  - イ えひめ南汽船は、平成25年11月25日付けで、平成24年10月から平成25年9月までの期間(補助対象となる運航期間は、毎年10月 1日に始まり、翌年の9月30日に終了するものとされている。以下、運航期間については、その終了する月をもって「平成25年9 月期」などという。)を対象とした、国の平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費等補助金)交付申 請書、航路損益計算書及び添付書類等を南予局地域政策課に提出した。
  - ウ 四国運輸局の職員は、平成25年12月13日に、えひめ南汽船の本社事務所において、同社に対して平成25年9月期を監査対象期間とする補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第23条第1項の規定に基づく実地検査を実施した。この際、交通対策課及び南予局地域政策課並びに宇和島市の職員は、四国運輸局の職員とともに同期間の実績欠損額の算定が適正にされていることを確認した。
  - エ 愛媛県企画振興部長は、平成26年3月13日付けで、四国運輸局長から、平成25年度の国の航路補助金に係る交付決定及び国の航路補助金の額(えひめ南汽船の監査後実績欠損額:6316万0060円、同国庫補助金額:2039万6604円)の確定通知を受け、同月28日付けで宇和島市へその旨を通知した。
  - オ 愛媛県南予地方局長(以下「南予地方局長」という。)は、宇和島市の補正予算が成立したことを確認した上で、平成26年7月 11日付けで、宇和島市長に対し、平成26年度の補助金額7359万3000円(うちえひめ南汽船分2138万1000円)の内示の通知を行った。
  - カ 平成26年7月18日付けで、宇和島市長から南予地方局長に提出された平成26年度離島航路整備事業費補助金交付申請書及び補助金算出根拠等の添付書類の内容を審査したところ、県補助金の補助対象欠損額は、国通知欠損額6316万0060円から、「補助の額」2039万6604円を差し引いた4276万3456円となり、宇和島市が、当該補助対象欠損額について全額を補助し、県補助金の額として、当該補助対象経費の2分の1以内の額である2138万1000円が交付申請されていた。

他の航路についても同様に審査し、適正に交付申請されていることを確認したことから、南予地方局長は、平成26年8月13日付けで宇和島市長に対して補助金額7359万3000円(うちえひめ南汽船分2138万1000円)の交付決定の通知を行った。

- キ 宇和島市は、平成26年7月17日、えひめ南汽船に対して平成26年度離島航路補助金(補助金額4276万3456円)を支出した。そして、宇和島市長は、同年8月19日付けで南予地方局長に対して平成26年度離島航路整備事業実績報告書及び補助金算出根拠等の添付資料を提出した。そこで南予地方局長は、内容審査の結果、適当と認められたことから、同年10月7日付けで宇和島市長に対して補助金額7359万3000円(うちえひめ南汽船分2138万1000円)の額の確定通知を行った。
- ク 南予地方局長は、平成26年10月17日付けで宇和島市長から南予地方局長に提出された平成26年度離島航路整備事業費補助金精算 払請求書の内容を審査した結果、適当と認められたことから、同月31日に宇和島市に対して補助金額7359万3000円(うちえひめ南 汽船分2138万1000円)を支出した。
- (3) えひめ南汽船について

えひめ南汽船は、海上運送法(昭和24年法律第187号)に基づき国土交通大臣から許可を受けた一般旅客定期航路事業者である。

- ・許可年月日 昭和24年12月1日
- ・海上運送法第3条に基づく航路番号 四国第185号
- ・国土交通省による海上運送法等の規定に基づく検査の状況について 宇和島海事事務所は、えひめ南汽船に対し、海上運送法第25条及び船員法(昭和22年法律第100号)第107条の規定に基づき、

平成24年12月10日に年末年始輸送安全総点検、平成25年6月18日に夏季多客期前安全輸送立入点検の立入検査を実施している。

#### (4) 船員の数について

ア えひめ南汽船の「第八くしま」の乗組定員は、船長を含む甲板部と機関長を含む機関部を合わせて4名となっているが、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号。以下「船舶職員法」という。)第18条第1項及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和58年政令第13号)第5条第1項の規定による「乗組基準」は、甲板部(船長)1名、機関部(機関長)1名の計2名である。

# イ 「第八くしま」の乗組定員

乗船パターン		N o 1	No2	N o 3	N o 4
甲板部	船長	1	1	1	1
	職員	1	0	0	1
	部員	1	2	1	0
機関部	機関長	1	1	1	1
	職員	0	0	0	0
	部員	0	0	1	1
合 計		4	4	4	4

- ウ 船員法第70条は、船舶所有者は「航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数 の海員を乗り組ませなければならない」と規定している。
- エ 「第八くしま」に乗船し、船員4名の業務内容を調査したところ、港に到着する際には、次のとおり、4名の船員が同時に作業をしていることを確認した。
  - ·船長1名 操舵作業
  - ・機関長1名 ランプドア(車両等出入口)の開閉作業
  - ・その他の船員2名 船首と船尾に分かれて車両等の誘導作業

また、「第八くしま」はランプドアが船体の前方にしかなく、車両を後進させて乗船させる必要があるため、各港で車両を乗船させる際は、車両の前後に船員を配置し、船員2名で誘導作業を行っていた。

- オ えひめ南汽船は、国の補助航路実地検査の中で、船員費を減少させるために、船員数を減らすことができるか協議を行ったが、安全運航確保の観点から認められなかった経緯がある。
- (5) 事務員について
  - ア 各事務員の業務内容は次のとおりである。
    - ・運航管理者兼安全統括管理者(1名)

常務取締役も兼ねており、経営全般管理、事業計画策定、監査対応、人事管理、会議企画、安全統括管理、運航管理、労働組合対応

・船舶部運航管理補助者(1名)

運航計画・管理、労務管理、船体管理、運航支援設備管理、運航管理補助、営業管理、事故対応、庶務事務

·管理部(1名)

経理事務、会議対応、人事管理、会計、庶務、営業管理補助事務

- イ えひめ南汽船の事務員の休日は、日曜日、隔週の土曜日、祝日、年末年始休暇、及び社長が特に定めた日としており、土曜日については、事務員が隔週交代で出勤している。
- ウ 整備法の適用を受けるに当たって、えひめ南汽船は平成17年2月9日に国と協議し、管理部門要員(事務員)として役員の兼務 とは別に2、3人が必要であると判断していた。
- (6) 役員について
  - ア えひめ南汽船は,定款で取締役9名以内及び監査役2名以内を置くこととしている(株式会社えひめ南汽船定款第21条及び第24条)。
  - イ えひめ南汽船は、取締役8名(常勤取締役1名、非常勤取締役7名)及び監査役2名(いずれも非常勤)の役員を置いている。
  - ウ えひめ南汽船の役員は、平成24年11月5日、平成25年6月29日及び同年7月29日に取締役会に出席し、そのほかに平成25年6月には株主総会に出席している。また、監査役については、決算と中間決算の2回の監査業務を行っている。
- (7) 過去の住民監査請求について

請求人らは、平成26年4月30日付けで、平成24年9月期の運航に係る県補助金の交付について本件請求とほぼ同様の住民監査請求を行っており、県監査委員は、監査を実施した上で、平成26年7月4日付けで同請求を棄却している。

#### 2 結果

上記事実関係を踏まえた本件請求の監査結果は、次のとおりである。

(1) 法令上の基準を超える船員の数について

請求人らは、「第八くしま」の乗船船員について、法定の乗船船員は2名であるから、4名もの乗船船員は不要であると主張している。

請求人らの主張は、船舶職員法等の規定により、「第八くしま」の船舶職員の乗組基準が2名とされていることを根拠にしているものと解される。

船舶交通の安全性については、宇和島海事事務所による海上運送法の規定に基づく立入検査を通じて確認されており、乗船船員の数の適否は、監査委員が判断すべきものではないが、乗組基準は、船舶の航行の安全を図るために必要な船舶職員について最低の資格及び員数の最低基準を定めたものであり、この基準を上回る船舶職員を乗り組ませることは差し支えないと解されている。そして、えひめ南汽船は、最低基準よりも良好な条件で船員を乗船させ、運航の安全を確保するために必要な員数として乗組基準より2名多い船員を配置しているものである。

そうすると、当該基準を超える数の船員を配置したことをもって、直ちに違法又は不当な配置であるということはできないと考える。

なお、1事実関係(4)エのとおり、「第八くしま」に乗船して調査したところ、寄港する港(蛤港及び百之浦港)において、船体が 岸壁から離れないように船長が操船し、これと同時に機関長がランプドアの開閉を行い、残りの船員2名は車両等の誘導を行ってい た。このように、船員2名が船橋に残り、残りの船員2名が車両等を誘導しなければ、車両等の乗船・下船を安全に行うことができ ないと考えられるため、業務の実態から判断しても、船員4名は必要であると考えられる。

## (2) 事務員の数について

請求人らは、えひめ南汽船が港に事務所を借りておらず、会計程度の仕事しかしていないので事務員3名は不要であると主張している。

しかし、各事務員の業務内容をみると、1事実関係(5)アのとおり、税務申告等の会計事務に限られるものではなく、航路事業者として船舶の安全を確保し、適切に航路事業を行うため、船体管理に関する事務や船員の労務管理に関する事務、株主総会等の会議の運営に関する事務などの多岐にわたる業務を行っている。関係人調査においても、事務員の勤務状況及び出勤状況を確認したが、過剰に配置されているものとは認められなかった。

また、えひめ南汽船は、1事実関係(5)ウのとおり、国との協議を踏まえ、離島航路補助事業を適切に遂行するため、常務取締役を含む事務員3名の配置が必要と判断しており、その判断に誤りがあるということはできない。

(3) 役員の数について

取締役7名及び監査役2名の業務実態を調査すると、取締役は、平成24年11月、平成25年6月及び同年7月に取締役会に出席し、平成25年6月には株主総会に出席しているほか、監査役は、決算と中間決算の2回の監査業務を行っている。

また、えひめ南汽船は、定款第21条で取締役を9名以内、定款第24条で監査役を2名以内を置くこととしており、現役員の数は定款で定められた人数以内である。

以上のことから、請求人らが主張する9人の役員は不要であるという主張は、根拠がない。

(4) 補助金額の算定及び交付決定等の手続について

本件補助金の補助金額の算定及び交付決定等の手続は、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)及び県要綱等の規定に基づき適正にされているものと認められる。

(5) 小括

請求人らは、えひめ南汽船の作成した航路損益計算書には離島航路の維持に不必要な経費が含まれ、これに対応する補助金の支出は根拠を欠く違法なものであると主張しているが、前記(1)から(3)までのとおり、航路損益計算書には請求人らが主張するような違法又は不当な経費が計上されているとは認められず、前記(4)のとおり、本件補助金の補助金額の算定及び交付決定等の手続についても違法又は不当な点は認められない。

# 第4 結論

以上のとおり、請求人らの主張は、結局のところ、いずれも主観的見解又は単なる憶測に基づくものであるといわざるを得ず、本件補助金の交付については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、知事が宇和島市又はえひめ南汽船に対し本件補助金2138万1000円の返還請求をするよう求める請求人らの請求は、理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

なお、参考までに付言すると、請求人らは、過去の住民監査請求において、本件請求と同旨の主張を行っているところ(第3の1事実関係(7))、本件請求において新たな証拠の提出もないことから、県監査委員は、これまでの請求人らの主張に対する県監査委員の判断を前提として本件請求に係る監査を実施し、上記の結論に至ったものである。

平成27年10月1日

平成27年10月9日 発行 1063